

2026年4月13日

医療創生大学
総長 新谷幸義

大学基準協会による大学評価結果について

この度、新聞報道等で取り上げられた、本学の大学基準協会の判定結果につきましては、関係者の皆様にご心配おかけしていることと存じます。

本件について、ご説明いたします。

大学は、7年以内に一度、第三者による認証評価を受審することが法令で義務付けられております。本学が認証評価機関の一つである大学基準協会による評価を2025年度に受審した結果、「基準2 内部質保証、基準10（1）大学運営、基準10（2）財務」に関して重大な問題が認められたことから大学基準に適合していない。」という判定をいただきました。

大学基準協会は、大学基準協会が定める10項目の大学基準について評価します。この基準のうち、「基準2 内部質保証」、「基準10 大学運営、財務」について重大な問題があると指摘されたこととなります。

まず、「内部質保証」についてです。大学は教育の質を担保するために内部質保証体制を整備することが求められております。本学においても、必要な各委員会等を設置し、教育の質の向上に向けて体制を整備し、PDCAサイクルを回しながら運営していたつもりでございましたが、この体制が有効に機能していないと判定されたものです。

次に、「基準10（1）大学運営」です。大学運営は、本学においても他大学と同様に学長のリーダーシップのもと、理念・目的に基づき、学長の諮問に対する委員会等を設置し運営しているところです。今般、本学の新学部設置準備の際に設置した「設置準備委員会」において、資料作成に係る実務的な打合せという認識が強かったため、議事録を残しておらず、組織としての意思決定が不明確であったことについてご指摘をいただきました。また、令和4年10月に改正された大学設置基準で新たに導入された基幹教員に対応すべく、学内で基幹教員への移行準備を進め円滑に導入していたところでしたが、基幹教員に含める「特任教員」という職位の教員の職務について、一部規程の修正が漏れており、規程の修正がなされていないまま運用をしていたことについてもご指摘をいただきました。

最後に、「基準10（2）財務」については、全国的な18歳人口の減少による学生の受け入れ数の減少に起因し、収入が減少したことで十分な財政基盤を確立しているとはいえないとご指摘をいただいたところです。

本学としては、今般の大学基準協会の判定を大学として厳粛に受け止め改善に向けて取り組んでまいります。

内部質保証体制、大学運営については、既に新体制に向けて準備を進めており、改善に向けて取り組み、その有効性について複数年かけて検証していく所存です。

また、財務面においては、今後、厳しい環境の中で、教育の充実等を図りながら、本学の特色について理解をいただき、入学者の確保を図ることで改善に向けて取り組みます。令和8年度においては、いわきキャンパスの総合医療学部では入学者数が大幅に増加し、柏キャンパスの国際看護学部においては定員を充足しており、改善の方向に向けて進んでおります。

なお、今後は、指摘された事項の改善を図り、その有効性を検証していくとともに、「A」評価をいた

だいた社会連携・社会貢献、「B」評価であった理念・目的、教育・学習、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境については、長所を伸ばし、改めて3年程度後に「追評価」を受審し、「適合」の評価をいただけるように、教職員一丸となって取り組んでまいります。

関係者の皆さまには、引き続き、本学へのご支援、ご厚情を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。